

# 別表第七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表 第二第六号に掲げる小形交流電動機

## 1 共通の事項

### （1）材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2（1）ロ（二）a又はbに適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1（1）ロの（イ）から（ト）に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。

「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。

ニ 鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあつては、この限りでない。

ホ 導電材料は、次に適合すること。

（イ）刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。

（ロ）（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ヘ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

ト 機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。

### （2）構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない構造のものであつて、形状

が正しく、組立が良好で、かつ、動作が円滑であること。

この場合、別表第四 1 (2) イ (イ) に適合すること。また、「組立が良好」とは、次に適合することをいう。

- (イ) 外郭、鉄心、巻線、溝絶縁、くさび等必要と思われる各要素に欠除、欠陥等がないこと。
- (ロ) 振動、騒音等の少ない構造であること。
- (ハ) フレーム、ブラケットその他の構造材の組立てが堅固であること。
- (ニ) 端子箱において機内配線と電源電線をスタッドなどで共締めする場合、機内配線は電源電線の取り付け又は取り外しに関係なくゆるまぬように固定してあること。ただし、電源電線を取り付け又は取り外したとき機内配線が脱落するおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (ホ) 電源電線が容易、かつ、確実に接続できること。
- (ヘ) 刷子を有するものにあつては、刷子と整流子面が円滑であること。

なお、ポリ塩化ビフェニール (PCB) を含有している部品及び材料から構成されるものは、危険が生ずるおそれのない構造のものとはみなさない。

ロ 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。

ハ 極性が異なる電源電線の端子部相互間及び電源電線の端子部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、定格電圧が 250V 以下のものにあつては 6.4 mm 以上、250V を超えるものにあつては 9.5 mm 以上であること。この場合において、空間距離は、器具の外表面にあつては 30N、器具の内部にあつては 2N の力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。(以下ニにおいて同じ。)

製造者が接続する器具内部の電源電線の端子部にあつては、表の数値にかかわらず、ニに掲げる表の値とする。

ニ ハ以外の場合において、充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、次の表に掲げる値以上であること。ただし、絶縁変圧器の 2 次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、別表第四 1 (2) タ (イ) h 及び i による。

- (イ) 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている 1 の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。この場合において、別表第四 1 (2) タ (ロ) による。
- (ロ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のい

ずれかに適合すること。

a 対地電圧及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であること。「対地電圧及び線間電圧」とは、使用中に継続的に発生する電圧又は無負荷の電圧のうちいずれか高いものをいう。

b 1kΩ の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下であること。この場合において、別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) による。

(ハ) (イ) の試験の後に 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部 (対地電圧及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下のもの並びに 1kΩ の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が 1mA 以下 (商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA 以下であることを要しない。) のものを除く。) と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

定格電圧 (V)	箇所	定格出力が 0.25kW 以下のもの		定格出力が 0.25kW を超え 0.75kW 以下のもの		定格出力が 0.75kW を超えるもの	
		沿面距離 (mm)	空間距離 (mm)	沿面距離 (mm)	空間距離 (mm)	沿面距離 (mm)	空間距離 (mm)
125 以下	整流子部	1.6	1.6	1.6	1.6	4.8 (2.4)	3.2 (2.4)
	整流子部以外の箇所	1.6	1.6	2.4	2.4	6.4 (2.4)	3.2 (2.4)
125 を超え 250 以下	整流子部	1.6	1.6	1.6	1.6	4.8 (2.4)	4.8 (2.4)
	整流子部以外の箇所	2.4	2.4	2.4	2.4	6.4 (2.4)	6.4 (2.4)
250 を超えるもの	整流子部	6.4	6.4	6.4	6.4	9.5	6.4
	整流子部以外の箇所	6.4	6.4	6.4	6.4	9.5	9.5

(備考)

1 カッコ内の数値は、反発始動誘導電動機及び整流子電動機に適用する。

2 定格出力が 0.75kW を超えるもの又は定格電圧が 250V を超えるものであって巻線がテープ、ワニス等で確実に固定されるものにあつては、表の数値にかかわらず、整流子部以外の箇所の沿面距離及び空間距離は 2.4 mm 以上とする。

ホ 絶縁物の厚さについては、別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

ヘ 器体の内部の配線は、次に適合すること。

(イ) 2N の力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあつては、

接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。

- (ロ) 2N の力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれのないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
- (ハ) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は 2N の力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
- (ニ) 接続器によって接続したものにあっては、5N の力を接続した部分に加えたとき、外れないこと。ただし、2N 以上 5N 未満の力を加えて外れた場合において危険が生ずるおそれのない部分にあつては、この限りでない。

ト 電源電線（口出し線を含む。以下この表において同じ。）、器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線（以下「電源電線等」という。）の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシングその他の適当な保護装置を使用してある場合を除き、電源電線等を損傷するおそれのないように面取りその他の適当な保護加工を施してあること。ただし、貫通部が金属以外のものであつて、その部分がなめらかであり、かつ、電源電線等を損傷するおそれのないものにあつては、この限りでない。

チ 定格電圧が 150V を超えるものにあつては、外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。

リ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

- (イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1（2）ネ（イ）の a から b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
- (ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1（2）ネ（ロ）の a から d による。ただし、器体の内部にあるアース用端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ヌ アース端子は、次に適合すること。

- (イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。
- (ロ) アース用端子ねじの呼び径は、4 mm（押し締めねじ型のものにあつては、3.5

mm) 以上であること。

(ハ) アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

ル 電源電線を器体の外方に向かって、器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものには100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものには30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と巻線との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。

ヲ 電線の取付け部は、次に適合すること。

(イ) 電線を確実に取り付けることができる構造であること。

(ロ) 2以上の電線を1の取付け部に締め付ける場合は、それぞれの電線の間にはナット又は座金を用いてあること。ただし、圧着端子その他の器具により確実に取り付けることができるものには、この限りでない。

(ハ) 電源電線の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取り付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取りはずした場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものには、この限りでない。

(ニ) ヒューズの取付け端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取り付けに兼用しないこと。ただし、ヒューズを取り付け、又は取りはずした場合においてヒューズ以外の部品の取付けがゆるむおそれのないものには、この限りでない。

ワ 過負荷保護装置は、表示された定格入力に等しい入力又は表示された定格出力に等しい出力で運転した場合に動作しないこと。

カ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものには、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は1秒後において45V以下であり、その他のものには、1次側の回路が遮断した時から1分以内に1次側及び2次側の端子電圧は45V以下であること。ただし、1次側から見た回路の総合静電容量が0.1 $\mu$ F以下であるもの及び機器の性能上放電装置を有しないことがやむを得ないものであって、感電等の危険が生ずるおそれのないものには、この限りでない。

### (3) 部品および附属品

イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。

ロ 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であって、

その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ハ アース線は、次のいずれかであること。

- (イ) 直径が  $1.6 \text{ mm}$  の軟銅線またはこれと同等以上の強さおよび太さを有する容易に腐しよくし難い金属線
- (ロ) 断面積が  $1.25 \text{ mm}^2$  以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブル
- (ハ) 断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の2心コードであって、その2本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付けまたは圧着したもの
- (ニ) 断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の多心コード（より合わせコードを除く。）または多心キャブタイヤケーブルの線心の1

ニ 電動機操作用スイッチは、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、へ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ及びツ並びに別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。なお、開閉試験は別表第四1(3)ニによる。

- (イ) スイッチに電動機の定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、電動機の定格入力に等しい入力又は定格出力に等しい出力で、毎分約20回（タイムスイッチにあっては、約3回）の割合で5,000回（タイムスイッチにあっては、1,000回）開閉操作を行ったとき、各部に異状を生じないこと。この場合において、力率は、0.75以上0.8以下とする。
- (ロ) (イ)に規定する試験ののち、電動機の回転子を拘束し、電動機の定格周波数に等しい周波数の定格電圧の1.2倍に等しい電圧を加えた場合に操作用スイッチに通じる電流及び(イ)の力率で閉路後直ちに開路する操作を毎分約4回（タイムスイッチにあっては、約3回）の割合で5回行ったとき、各部に異状を生じないこと。
- (ハ) (ロ)に規定する試験ののち、最大負荷電流が1A以上のものにあつては、スイッチに最大負荷電流を通じ、各部の温度上昇がそれぞれほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した接触子の温度上昇は、接触子の材料ごとにそれぞれ次の表に掲げる温度上昇の値以下であること。

接触子の材料	温度上昇(K)
銅又は銅合金	40
銀又は銀合金	65

ホ 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあつては、次の試験を行ったとき、その回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

- (イ) 電子管、表示灯等にあつては、端子相互間を短絡すること（（２）ニのただし書の規定に適合する場合を除く。以下ホにおいて同じ。）及びヒーター又はフィラメント端子を開放すること。
- (ロ) コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これらに類するものにあつては、端子相互間を短絡し又は開放すること。
- (ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げるものであつて、金属ケースに収めたものにあつては、端子と金属ケースとの間を短絡すること。ただし、部品内部で端子に接続された部分と金属ケースとが接触するおそれのないものにあつては、この限りでない。
- (ニ) (イ)、(ロ) 及び (ハ) の試験において短絡又は開放したとき500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

ヘ コンデンサーは、別表第四1(3)チの規定に適合すること。

ト 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板（いずれも15Wを超える電力が供給されるものに限る。）は、次に適合すること又はこれと同等の難燃性を有すること。

ただし、質量が4g以下のフレキシブル印刷配線板又は内部で発生した炎が外部に拡散しないような外郭で囲われた印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板についてはこの限りでない。

- (イ) 印刷回路用積層板にあつては、JIS C 60695-11-10「耐火性試験—電気・電子—第11-10部：試験炎—50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」の燃焼性分類がV-0に適合するもの。
- (ロ) フレキシブル印刷配線板にあつては、次のいずれかに適合するもの。
  - a 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流400V以下の電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)「プラスチック—小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法」の燃焼性分類がVTM-1に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合するもの。
  - b 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流400Vを超える電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)の燃焼性分類がVTM-0に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-0に適合するもの。

#### (4) 絶縁性能

##### イ 絶縁抵抗

500ボルト絶縁抵抗計により測定した端子（アース用端子を除く。以下この表において同じ。）と鉄心との間の絶縁抵抗は、1MΩ 以上であること。

□ 絶縁耐力

端子と鉄心との間に次の表に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

種類		交流電圧(V)
単相電動機	定格電圧が150V以下のもの	1,000
	定格電圧が150Vを超えるもの	1,500
かご形3相誘導電動機		1,500

(5) 温度上昇

定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、次のイからニまでに掲げる試験条件において試験を行ったとき、次の表に掲げる温度測定法により測定した器体の各部の温度は、同表に掲げる値以下であること。

「鉄心」及び「軸受け」の温度測定は、鉄心及び軸受けを測定することが困難なものにあつては、それらに最も近い外郭で行う。この場合において、規定値から5°C減じた値以下であること。

イ 連続定格のものにあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して運転すること。

ロ 短時間定格のものにあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で定格時間が経過するまで連続して運転すること。

ハ 反覆定格のもの（ミシン用整流子電動機を除く。）にあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で、定格負荷時間に等しい時間連続して運転した後、定格停止時間に等しい時間停止する操作または定格負荷時間に等しい時間連続して運転した後、定格無負荷時間に等しい時間無負荷運転する操作を器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで繰り返すこと。

ニ ミシン用整流子電動機にあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で1分間連続して運転した後、1分間停止する操作を器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで（短時間定格のものにあつては、定格時間に等しい時間が経過した時まで）繰り返すこと。

測定箇所		温度測定法	温度(°C)
巻線	A種絶縁のもの	抵抗法	100
	E種絶縁のもの	抵抗法	115
	B種絶縁のもの	抵抗法	120
	F種絶縁のもの	抵抗法	140
	H種絶縁のもの	抵抗法	165



鉄心	A種絶縁のもの	温度計法	100
	E種絶縁のもの	温度計法	115
	B種絶縁のもの	温度計法	120
	F種絶縁のもの	温度計法	140
	H種絶縁のもの	温度計法	165
整流子	A種絶縁のもの	温度計法	100
	E種絶縁のもの	温度計法	110
	B種絶縁のもの	温度計法	120
	F種絶縁のもの	温度計法	130
	H種絶縁のもの	温度計法	140
軸受け	メタル軸受けのもの	温度計法	80
	ころがり軸受けのもの	温度計法	95

(備考)

- 1 温度計素子を埋入して測定したときのメタル軸受けの温度上昇は、表の値に5℃を加えた値とする。
- 2 この表において、基準周囲温度は、40℃とする。

## (6) 過負荷保護性能

過負荷保護装置を有するものにあつては、次に適合すること。

- イ ヒューズを使用するものにあつては、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加えたときに、ヒューズが確実に溶断し、かつ、各部に異状が生じないこと。
- ロ イに掲げるもの以外のものにあつては、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を1分間に1回の割合（過負荷保護装置の構造上1分間に1回の割合で動作できないものにあつては、動作できる最小の時間に1回の割合）で加え、手動復帰式のものにあつては10回、自動復帰式のものにあつては200回動作試験を行ったとき、過負荷保護装置が確実に動作し、かつ、各部に異状が生じないこと。

## (7) 表示

附表に規定する表示の方式により表示すること。

## 2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号（1）に掲げる单相電動機

### (1) 構造

- イ 逆回転が可能なものにあつては、回転方向を指示するために、次のいずれかを外かくの見やすい箇所に表示してあること。

(イ) 巻線の接続方法

(ロ) ブラシの位置

- ロ 各端子または各口出し線の接続を切換えて使用することができるものにあつては、外かくの見やすい箇所にその接続図を表示してあること。
- ハ コンデンサーを有するものにあつては、コンデンサーが温度の低い箇所に取り付けてあること。
- ニ 整流子を有するものにあつては、ブラシを容易に取り換えることができ、かつ、通常の運転状態において、整流子とブラシとの間に著しく火花を発しないこと。

(2) 試験の順序

次の事項に関する試験は、次に掲げる順序に従って行うこと。

- イ 絶縁抵抗
- ロ 温度上昇
- ハ 絶縁抵抗
- ニ 絶縁耐力
- ホ 特性
- ヘ 始動開閉性能
- ト 附属コンデンサーの絶縁耐力
- チ 過負荷保護性能
- リ 回転子拘束保護性能

(3) 特性

- イ 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するものにあつては定格入力に等しい入力、定格出力を表示するものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がそれぞれほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その定格時間に等しい時間が経過した時）に測定した電流は、表示全負荷電流の110%以下であること。
- ロ 整流子電動機以外のものにあつては、次に適合すること。

(イ) 回転速度

定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するものにあつては定格入力に等しい入力、定格出力を表示するものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その定格時間に等しい時間が経過した時）に測定した回転速度と表示回転速度との差は、同期速度から表示回転速度を引いた値の50%以下であること。

(ロ) 始動電流

回転子を拘束した状態で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えた時に通ずる電流は、温度試験の直後において 37A 以下（始動電流の値を表示するものにあつては、その表示された始動電流の値以下）であること。

#### (ハ) 最小始動トルク

回転子を拘束した状態で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えた時に測定した最小始動トルクは、温度試験の直後において、次の表に掲げる値以上（最小始動トルクの値を表示するものにあつては、その表示された最小始動トルクの 90%以上）であること。

種類	最小始動トルク
反発始動誘導電動機	定格トルクの 300%
分相始動誘導電動機	定格トルクの 125%
コンデンサー始動誘導電動機	定格トルクの 200%
コンデンサー誘導電動機	定格トルクの 50%
くま取りコイル誘導電動機	定格トルクの 40%

#### (ニ) 停動トルク

くま取りコイル誘導電動機以外のものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するものにあつては定格入力に等しい入力で、定格出力を表示するものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その定格時間に等しい時間が経過した時）に入力又は出力を徐々に増加させ、回転子が停止する直前に測定した停動トルクは、定格トルクの 175%以上 300%以下（停動トルクの値として、定格トルクの 175%未満の値を表示するものにあつてはその表示された停動トルクの 90%以上、定格トルクの 300%を超える値を表示するものにあつてはその表示された停動トルクの 110%以下）であること。

ハ 整流子電動機にあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するものにあつては定格入力に等しい入力で、定格出力を表示するものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その定格時間に等しい時間が経過した時）に測定した回転速度は、表示回転速度に対して、定格入力を表示するものにあつては±20%以内、定格出力を表示するものにあつては±15%以内であること。

#### (4) 始動開閉性能

遠心力開閉器等の開閉装置を有するものにあつては、試験品に無負荷の状態に定格

周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、電源回路を開閉して開閉装置を動作させる操作を連続して5,000回行ったとき、各部に異状を生じないこと。

#### (5) 回転子拘束保護性能

くま取りコイル誘導電動機（過負荷保護装置を有するものを除く。）にあつては、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、その上をガーゼで覆った後、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えたとき、試験品、木台及びガーゼが燃焼せず、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。

### 3 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号（2）に掲げるかご形3相誘導電動機

#### (1) 試験の順序

次の事項に関する試験は、次に掲げる順序に従って行なうこと。

- イ 絶縁抵抗
- ロ 特性
- ハ 温度上昇
- ニ 絶縁抵抗
- ホ 絶縁耐力
- ヘ 過負荷保護性能

#### (2) 特性

##### イ 全負荷電流

全負荷電流の値は、表示全負荷電流の110%以下であること。

「全負荷電流の値」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

##### ロ 回転速度

定格出力で運転した時の回転速度と表示回転速度との差は、同期速度から表示回転速度を引いた値の50%以下であること。

「定格出力」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

##### ハ 最小始動トルク

最小始動トルクは、定格トルクの125%以上（最小始動トルクの値を表示するも

のにあつては、その表示された最小始動トルクの90%以上)であること。

「最小始動トルク」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性格算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

## 二 最大出力

最大出力は、2極電動機及び全閉型のものにあつては定格出力の150%以上300%以下(最大出力の値として、定格出力の150%未満の値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の90%以上、定格出力の300%を超える値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の110%以下)、その他のものにあつては定格出力の150%以上250%以下(最大出力の値として、定格出力の150%未満の値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の90%以上、定格出力の250%を超える値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の110%以下)であること。

「最大出力」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性格算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

## 附表 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
かご形 3 相 誘導電動機	1 定格電圧 2 全負荷電流 3 定格出力 4 定格周波数 5 極数 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 反復定格のものにあつては、定格負荷時間及び定格停止時間 8 回転速度	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
単相電動機	1 定格電圧 2 全負荷電流 3 定格出力が 50W 以下のものにあつては定格入力、その他のものにあつては定格出力 4 定格周波数 5 極数 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 反復定格のものにあつては、定格負荷時間及び定格停止時間 8 回転速度 9 始動電流が 37A を超えるものにあつては、その値（分相始動誘導電動機、反発始動誘導電動機及びコンデンサー始動誘導電動機の場合に限る。）	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。